

防犯カメラサービス「Safie」契約約款

第1条（目的）

本契約約款は、株式会社キャッチネットワーク（以下「当社」といいます。）が提供する防犯カメラサービス「Safie」（以下「本サービス」といいます。）について、契約者との利用条件を定めるものです。契約者は本契約約款に同意の上、本サービスを利用するものとします。

第2条（サービス概要）

- 当社は、提供メーカーであるセーフィー株式会社が提供するクラウド録画サービス「Safie PRO」を利用することができる権利を契約者に販売します。
- 本サービスの利用にあたり、契約者はセーフィー株式会社が定める「Safie サービス利用規約」に同意するものとします。
- 前項にかかわらず、本サービスの利用料金の支払い、契約期間、解約等の取引条件については、本契約約款の定めが適用されるものとします。なお、Safie サービス利用規約のうち、利用料金に関する規定は契約者には適用されません。
- 本サービスの技術仕様、機能、使用条件、保証および責任範囲については、Safie サービス利用規約が本サービスにも同様に適用されます。
- セーフィー株式会社の定める Safie サービス利用規約に記載されている「第3章 Safie Market 権利購入サービス」と、第4章「Safie Market 商品購入サービス」は当社からの提供外となります。

(Safie サービス利用規約 URL) <https://safie.link/about/terms-of-service/safie>

第3条（利用申込および契約成立）

- 契約者は本サービスの利用を希望する場合、当社所定の申込手続きに従い申込を行うものとします。
- 契約者は、当社の書面による事前の承諾なく、本契約約款に基づき成立した契約の契約上の地位又は本契約約款に基づく権利若しくは義務につき、第三者に対し、譲渡、移転、担保設定、その他の処分をすることはできません。
- 当社が申込を承諾した時点で、本サービスの利用契約（以下「本契約」といいます。）が成立します。本サービスの利用は、当社のインターネットサービスまたはキャッチビジネスONEインターネットサービスの提供を受けている者に限ります。

第4条（提供サービスと利用料金および請求方法）

- 本サービスで提供するサービスとその利用料金は、当社が定める料金表、又は申込書において定めた料金に基づき、契約者に請求します。契約者は、当社が請求する本サービスの利用料金を、当社指定の方法で支払期日までに支払う義務があります。
- 利用料金は原則として月額制とし、毎月末締め翌月払い請求します。

3. 利用料金は本サービス利用開始日の翌月1日から1か月分を請求します。ただしオプションは利用開始日の当月分より1か月分請求します。
4. 当社に故意又は重大な過失がある場合を除き、当社の責に帰すべき事由により本サービスの提供が不能となった場合は、そのことを当社が知った時刻以降の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）についての利用料金の支払を要しないものとします。
5. 当社の故意又は重大な過失により本サービスの提供が不能となった場合は、そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間についての利用料金の支払を要しないものとします。
6. 請求は、当社が指定する方法（請求書・電子請求書・口座振替・クレジットカード等）により行います。
7. クレジットカード支払いに関する条件
 - (1) 契約者は、契約者が支払うべき料金等を、契約者が指定するクレジットカードで、クレジットカード会社の規約に基づいて支払うものとします。
 - (2) 契約者は、契約者から当社に申し出をしない限り継続して前項と同様に支払うものとします。また、当社が、契約者が届け出たクレジットカードの発行カード会社の指示により、契約者が届け出たクレジットカード以外で当社が代金請求をした場合も、前項と同様に支払うものとします。
 - (3) 契約者は、当社に届け出たクレジットカード番号・有効期限に変更があった場合、遅滞なく当社にその旨を連絡するものとします。
 - (4) 当社は、契約者が指定したクレジットカードの会員資格を喪失した場合はもちろん、契約者の指定したクレジットカード会社の利用代金の支払い状況によっては、当社または契約者の指定したクレジットカード会社の判断により一方的に本手続きを解除できるものとします。

第5条（契約期間・解約）

1. 本契約の期間は、当該利用開始日の翌月末までを最低契約期間とします。最低契約期間満了後は1か月単位で自動更新されます。
2. 契約者は、当社所定の手続きにより、解約希望月の前月末までに解約を申し出ることができます。
3. 解約月の利用料金については、解約月の月末までの利用料金を日割計算は行わず、1か月分を請求します。
4. サービスの一時停止または休止制度は設けていません。契約者が本サービスの利用を停止したい場合は、解約手続きを行うものとします。
5. 本サービスにおける録画データの保持期間は、録画プラン（録画日数又はオプションを含みます。以下「録画プラン」といいます。）に定める期間とし、当該期間経過後のデータは自動的に削除されます。契約者はこれに同意するものとします。

6. 契約者が本契約の解約前に未払い料金等がある場合、当該金額を直ちに支払うものとします。
7. 契約期間内の解約に伴う違約金は、最低契約期間までの利用料を請求します。
8. 本サービスの契約を解約した場合、録画データを全て消去するものとします。

第6条（プラン変更）

1. 契約者は、当社所定の方法により、録画プランの変更を申請できます。
2. 録画日数又は機能を増やす変更（以下「アップグレード」といいます。）を希望する場合、当社が申請を承諾し、当社が指定した日から変更後の録画プランを適用します。
3. アップグレードの申請を当社が承諾してから変更完了まで、最大で7営業日を要します。申請をした当月から変更を適用する場合、月の途中からの変更であってもアップグレード後の利用料金全額を請求するものとします。
4. 録画日数又は機能を減らす変更（以下「ダウングレード」といいます。）を希望する場合、当社が申請を承諾した翌月1日から変更後の録画プランを適用します。ダウングレードにより削除対象となる録画データは復元できません。
5. 当社と契約者との間で特定の利用契約を行っている場合、録画プランの変更を受け付けることができない場合があります。
6. プラン変更の申請後は、当社の承諾をもって変更が成立するものとし、申請の取消しありません。

第7条（割増金）

契約者は、料金の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、当社が指定する方法により支払っていただきます。

第8条（遅延損害金）

契約者は、料金その他の債務（遅延損害金を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払われない場合には、支払期日の翌日から起算して支払いの日の前日までの期間について、年14.6%の割合で計算して得た額を遅延損害金として、当社が別に指定する方法により支払っていただきます。ただし、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

第9条（本サービス提供の停止）

当社は、以下の各号に該当する場合、契約者への事前通知または事後通知により、本サービスの全部または一部の提供を一時的に停止することができます。なお、この停止により契約者に損害が生じた場合であっても、当社は一切の責任を負わないものとします。

- (1) 本サービスに係る設備の保守、工事、障害対応を行う場合

- (2) 停電、通信回線の断絶、設備故障等により、本サービスの提供が困難な場合
- (3) 天災地変、災害、戦争、テロ、疫病、法令改正等の不可抗力が発生した場合
- (4) 当社が提供メーカー等からサービス提供停止を受けた場合
- (5) その他、当社がやむを得ないと判断した場合

第10条（当社による本サービスの解除）

当社は、契約者が以下の各号に該当する場合は、なんらの催告も要しないで、本サービスの利用契約を解除することができるものとします。

- (1) 本契約約款に違反する行為を行った場合
- (2) 不正の目的をもって本サービスを利用した場合
- (3) 料金の支払を怠った場合
- (4) 当社が請求する本サービスの利用料金の支払いを怠った場合
- (5) 破産、会社更生、民事再生、会社整理もしくは特別清算手続の申立を受け、または自ら申立をしたとき
- (6) 本サービスの提供または運営を妨害した場合
- (7) 本サービスの提供条件となる、当社のインターネットサービスまたはキャッシュレスONLINEインターネットサービスを解約した場合

第11条（不具合に対する対応）

1. 本サービスの利用ができない場合、障害箇所特定のための調査は無償とします。ただし、カメラ機器等の故障が原因である場合、その交換作業等に係る費用は有償とします。
2. 当社が販売するカメラ機器等に関する保証は、特に明示のない限りカメラ機器等に添付の保証書記載内容に準拠するものとします。保証書記載内容以外については、品質、性能、他製品との適合性その他一切の保証を行いません。ただし、当社の故意又は重過失による場合はこの限りではありません。

第12条（免責事項）

1. 当社の責に帰すべき事由が認められない場合は、本サービスの利用不能又は利用に関連して生じた損害について、当社は一切の責任を負わないものとします。
2. 契約者の設備、設定、操作又は第三者のサービスに起因する障害について、当社は一切の責任を負わないものとします。
3. 本サービスに保存されたデータが消失又は破損した場合、当社は一切の責任を負わないものとします。
4. 当社は、逸失利益、事業機会の喪失、信用の低下その他間接的又は付随的な損害については一切賠償しないものとします。

第 13 条（責任の制限）

当社の責に帰すべき事由により、本サービスの利用に関連して損害が発生した場合は、逸失利益、事業機会の喪失、信用の低下、データの消失又は破損、その他の間接損害を除いた直接かつ通常の損害に限り、損害発生時点から遡って過去 3 か月間に契約者から受領した本サービスの利用料金の総額を上限として賠償するものとします。

第 14 条（個人情報）

1. 当社は、本サービス契約者の個人情報（以下「個人情報」といいます。）を個人情報の保護に関する法律及び当社の「個人情報保護に関する基本方針」に基づき、適切に取り扱うものとします。
2. 当社は、個人情報を、以下の利用目的の範囲内で取り扱います。
 - (1) サービスを提供すること（契約管理、料金課金、保守・サポート対応等を含みます）
 - (2) サービスレベルの維持向上を図るため、アンケート調査及び分析を行うこと。
 - (3) 個々の本サービス契約者に有益と思われる当社のサービスまたは当社の業務提携先の商品、サービス等の情報を、郵便、電子メール等により送付し、または電話すること。なお本サービス契約者は、当社に対し、この取り扱いを中止させたり、再開させたりする申し入れをすることができます。
 - (4) 本サービス利用者から個人情報の取り扱いに関する同意を求めるために、電子メール、郵便等を送付し、または電話すること。
 - (5) サービス開発のため、開発試験募集の案内を郵便、電子メール等により送付し、または電話すること。
 - (6) 本サービス契約者の解約日より 1 年間を限度として、前 5 号に定める利用目的の範囲内において個人情報を取り扱うこと。
 - (7) その他本サービス契約者から得た同意の範囲内で利用すること。
3. 当社は、前項の利用目的の実施に必要な範囲で個人情報を業務委託先に預託することができるものとします。
4. 当社は、個人情報の提供先とその利用目的を通知し承諾を得ることを行わない限り、第三者に個人情報を開示、提供しないものとします。
5. 前項にかかわらず、個人情報の保護に関する法律 第 23 条（第三者提供の制限）に該当する場合、当社は、必要な範囲で警察機関等第三者に個人情報を開示することがあります。
6. 当社は、本サービス契約者の個人情報の属性の集計、分析を行い、個人が識別・特定できないように加工したもの（以下「統計資料」といいます。）を作成し、新規サービスの開発等、業務の遂行のために利用、処理することができます。また、当社は、統計資料を業務提携先等に提供することができます。
7. 当社は、本サービス契約者から当社が保有する個人情報の開示を請求された場合は、当社が指定する手数料を徴収できるものとします。

第 15 条（反社会勢力の排除）

1. 契約者は、次のいずれにも該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。
 - (1) 暴力団
 - (2) 暴力団員および暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者
 - (3) 暴力団準構成員
 - (4) 暴力団関係企業
 - (5) 総会屋等
 - (6) 社会運動等標ぼうゴロ
 - (7) 特殊知能暴力集団等
 - (8) 前各号の共生者
 - (9) その他前各号に準ずる者
2. 契約者は、自らまたは第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為を行わないことを確約するものとします。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用い、または威力を用いて当社の信用を毀損し、業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
3. 次の各号のいずれかに該当し、本サービスを締結すること、または継続することが不適切であると当社が認める場合、当社は責任等を負うことなく、契約を承諾しないこと、または催告なしに契約を解除することができるものとします。
 - (1) 契約者が第 1 項各号のいずれかに該当することが判明したとき
 - (2) 契約者が第 2 項各号のいずれかに該当する行為を行ったことが判明したとき
 - (3) 契約者が第 1 項または第 2 項の規定に基づく確約に関して虚偽の申告をしたこと
が判明したとき
 - (4) 契約者が前 3 号に関する必要な調査等に応じないとき、または当該調査に対して虚偽の回答をしたとき

第 16 条（契約約款の変更）

当社は、必要に応じて本契約約款を変更することができるものとし、変更後の契約約款は当社のウェブサイト上に掲示された時点で効力を生じるものとします。

（当社ウェブサイト URL） <https://www.katch.co.jp/>

第 17 条（準拠法・管轄）

1. 本契約約款に関する準拠法は日本法とします。

2. 本契約に関する紛争については、当社本店所在地を管轄する裁判所を専属的合意管轄とします。

附則（実施期日）

この契約約款は令和 7 年 12 月 10 日から実施します。

通則

（端数処理）

1. 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。